

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画の修正（案）について

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適正化を図る。

2. 主な修正内容

(1) EAL の見直し

「別表-17 原子力災害対策指針に基づく警戒事象」、「別表-18 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準」、「別表-19 原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準」について、現行の JRR-3 の EAL 事象の中で、施設の特徴から原子力緊急事態に至るおそれがなく、防護措置のトリガーとする必要がないものは見直すとともに、EAL 事象に該当する基準を明確にする。

（新旧対照表：P 11～15）

(2) 原子炉施設の排気モニタリング設備の点検頻度の見直しについて

「別表-5 (1) 原子力防災資機材」の「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」のうち、排気筒モニタリング設備の点検頻度について、定期事業者検査の点検頻度との整合を図るため、「1 回/年」から「定期事業者検査ごと」へ修正する。

（新旧対照表：P 10）

(3) 廃棄物埋設施設の事故現場指揮所の場所の移設について

「別図-5 緊急時対策所（現地対策本部）及び事故現場指揮所」について、緊急時対応設備の集約化のため、廃棄物埋設施設の事故現場指揮所を「FNS 建家」から「減容処理棟管理棟」へ移設する。

（新旧対照表：P 8、9）

(4) 機構対策本部組織の見直しについて

「別図-1 (2) 機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織」について、機構対策本部の組織に武力攻撃時等による災害発生時の指定公共機関としての対応体制を

明確化するため、国等支援対策班を追加する。

(新旧対照表：P 6)

(5) 原子力災害対策指針との整合について

本文中で表記される「初期被ばく医療」について、原子力災害対策指針で表記される名称に合わせて「原子力災害医療」に修正する。

(新旧対照表：P 2～4)

(6) 国土交通省及び日立市の組織名称の変更について

令和5年6月9日(直近の修正)以降に生じた軽易な修正として「読替え表」を提出した内容を変更する。(令和5年10月5日付け読替え)

(新旧対照表：P 7)

(7) その他の修正

上記に加え、記載の適正化等の所要の見直しを行う。

(新旧対照表：P 3、5)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

原子力事業者防災業務計画

(案)

新旧対照表

令和5年12月

現行	修正後	備 考
<p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 原子力事業者防災業務計画</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年6月</u></p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所</p>	<p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 原子力事業者防災業務計画</p> <p style="text-align: center;"><u>令和〇年〇月</u></p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所</p>	<p style="text-align: center;">修正年月の変更</p>

原子力科学研究所 原子力事業者防災業務計画の修正

現行	修正後	備 考
<p>目次・別図、別表、様式一覧（省略）</p> <p>第1章 総則（省略）</p> <p>第2章 原子力災害予防対策の実施（省略）</p> <p>第3章 緊急事態応急対策等の実施</p> <p>第1節 初期対応（省略）</p> <p>第2節 応急措置</p> <p>1. 応急措置の実施計画 ～ 4. 応急措置の実施報告（省略）</p> <p>5. 原子力防災要員等の派遣</p> <p>現地対策本部長は、ERC、OFC、茨城県、東海村、日立市、ひたちなか市及びその他関係機関の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、事象区分に応じて別表-15(1)、(2)及び(3)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。</p> <p>派遣された原子力防災要員等は、派遣先の指示に基づき、概ね次のような業務を行うとともに、その業務内容、派遣先で得られた情報、要請事項等について現地対策本部長と密に連絡をとり報告する。また、現地対策本部長は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を基に必要に応じて、原子力科学研究所内に周知する。</p> <p>(1) 特定事象の経過の連絡及び実施した応急処置の報告の説明</p> <p>(2) 事故対策、住民の防護対策、緊急時モニタリング等の緊急事態応急対策等の立案への参加</p> <p>(3) 広報、住民相談窓口への協力</p> <p>(4) スクリーニングを主とした初期被ばく医療への協力</p> <p>第3節 緊急事態応急対策</p> <p>1. 緊急事態該当時の対応 ～ 4. 事業所外運搬事故における対策（省略）</p> <p>5. 原子力防災要員等の派遣</p> <p>現地対策本部長は、ERC、OFC、茨城県、東海村、日立市、ひたちなか市及びその他関係機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表-15(2)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。</p> <p>派遣された原子力防災要員等は、原子力災害現地対策本部、地方公共団体の災害対策本部等の指示に基づき、原子力災害合同対策協議会等への参画並びに得られた情報、要請事項等について、現地対策本部長と密に連絡をとり報告するとともに、原子力災害の状況に</p>	<p>目次・別図、別表、様式一覧（変更なし）</p> <p>第1章 総則（変更なし）</p> <p>第2章 原子力災害予防対策の実施（変更なし）</p> <p>第3章 緊急事態応急対策等の実施</p> <p>第1節 初期対応（変更なし）</p> <p>第2節 応急措置</p> <p>1. 応急措置の実施計画 ～ 4. 応急措置の実施報告（変更なし）</p> <p>5. 原子力防災要員等の派遣</p> <p>現地対策本部長は、ERC、OFC、茨城県、東海村、日立市、ひたちなか市及びその他関係機関の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、事象区分に応じて別表-15(1)、(2)及び(3)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。</p> <p>派遣された原子力防災要員等は、派遣先の指示に基づき、概ね次のような業務を行うとともに、その業務内容、派遣先で得られた情報、要請事項等について現地対策本部長と密に連絡をとり報告する。また、現地対策本部長は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を基に必要に応じて、原子力科学研究所内に周知する。</p> <p>(1) 特定事象の経過の連絡及び実施した応急処置の報告の説明</p> <p>(2) 事故対策、住民の防護対策、緊急時モニタリング等の緊急事態応急対策等の立案への参加</p> <p>(3) 広報、住民相談窓口への協力</p> <p>(4) スクリーニングを主とした原子力災害医療への協力</p> <p>第3節 緊急事態応急対策</p> <p>1. 緊急事態該当時の対応 ～ 4. 事業所外運搬事故における対策（変更なし）</p> <p>5. 原子力防災要員等の派遣</p> <p>現地対策本部長は、ERC、OFC、茨城県、東海村、日立市、ひたちなか市及びその他関係機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表-15(2)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。</p> <p>派遣された原子力防災要員等は、原子力災害現地対策本部、地方公共団体の災害対策本部等の指示に基づき、原子力災害合同対策協議会等への参画並びに得られた情報、要請事項等について、現地対策本部長と密に連絡をとり報告するとともに、原子力災害の状況に</p>	<p>原子力災害対策指針で表記される名称に修正</p>

原子力科学研究所 原子力事業者防災業務計画の修正

現行	修正後	備 考
<p>よりスクリーニングを主とした初期被ばく医療への協力等の必要な業務を行う。</p> <p>なお、現地対策本部長は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を必要に応じて、原子力科学研究所内に周知する。また、現地対策本部長は、機構の他事業所又は他の原子力事業者の応援を必要とする時は、機構対策本部長に要請する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 原子力災害事後対策</p> <p style="text-align: center;">第1節 緊急事態応急対策等の報告（省略）</p> <p style="text-align: center;">第2節 復旧対策</p> <p>1. 復旧計画の策定及び復旧対策の実施</p> <p>現地対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施するとともに、計画及び実施内容並びに実施状況について原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長及び関係周辺市町村長に報告する。</p> <p>(1) 原子力施設の損傷状況及び汚染状況の把握 (2) 原子力施設の除染、放射線の遮蔽等の実施 (3) 原子力施設損傷部の修理及び改造の実施 (4) 放射性物質の追加放出の防止 (5) 原子力災害事後対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項</p> <p>2. 被災者の相談窓口の設置～ 4. 原因究明と再発防止対策の実施（省略）</p> <p>5. 原子力防災要員等の派遣</p> <p>原子力防災管理者は、ERC、OFC、茨城県、東海村、日立市、ひたちなか市及びその他関係機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表-15(3)に定める原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与その他要請に応じて必要な措置を講ずる。</p> <p>なお、現地対策本部長は、得られた情報及び要求事項について事業所内に周知を行う。</p> <p>(1) 広報活動に関する事項</p> <p>① 原子力科学研究所とOFCとの情報交換 ② 報道機関への情報提供 ③ 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員等の対応</p> <p>(2) 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項</p> <p>① 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定（初期被ばく医療への協力を含む） ② 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定</p>	<p>よりスクリーニングを主とした原子力災害医療への協力等の必要な業務を行う。</p> <p>なお、現地対策本部長は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を必要に応じて、原子力科学研究所内に周知する。また、現地対策本部長は、機構の他事業所又は他の原子力事業者の応援を必要とする時は、機構対策本部長に要請する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 原子力災害事後対策</p> <p style="text-align: center;">第1節 緊急事態応急対策等の報告（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第2節 復旧対策</p> <p>1. 復旧計画の策定及び復旧対策の実施</p> <p>現地対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施するとともに、計画及び実施内容並びに実施状況について内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長及び関係周辺市町村長に報告する。</p> <p>(1) 原子力施設の損傷状況及び汚染状況の把握 (2) 原子力施設の除染、放射線の遮蔽等の実施 (3) 原子力施設損傷部の修理及び改造の実施 (4) 放射性物質の追加放出の防止 (5) 原子力災害事後対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項</p> <p>2. 被災者の相談窓口の設置～ 4. 原因究明と再発防止対策の実施（変更なし）</p> <p>5. 原子力防災要員等の派遣</p> <p>原子力防災管理者は、ERC、OFC、茨城県、東海村、日立市、ひたちなか市及びその他関係機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表-15(3)に定める原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与その他要請に応じて必要な措置を講ずる。</p> <p>なお、現地対策本部長は、得られた情報及び要求事項について事業所内に周知を行う。</p> <p>(1) 広報活動に関する事項</p> <p>① 原子力科学研究所とOFCとの情報交換 ② 報道機関への情報提供 ③ 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員等の対応</p> <p>(2) 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項</p> <p>① 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定（原子力災害医療への協力を含む） ② 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定</p>	<p>原子力災害対策指針で表記される名称に修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力災害対策指針で表記される名称に修正</p>

原子力科学研究所 原子力事業者防災業務計画の修正

現行	修正後	備 考
<p>③ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p> <p>派遣された原子力防災要員等は、OFCに設置される原子力災害現地対策本部、地方公共団体の災害対策本部等派遣先の指示に基づき、必要な業務を行うとともに、その業務内容、派遣先で得られた情報、要請事項等について現地対策本部長と密に連絡をとり報告する。</p> <p>また、原子力防災管理者は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を基に必要な措置を講ずるとともに、機構の他事業所又は他の原子力事業者の応援も必要とするときは、機構対策本部長に要請する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 そ の 他</p> <p style="text-align: center;">第1節 他の原子力事業者への協力</p> <p>他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、安核本部安全管理部長からの要請に応じ、当該事業者、OFC、原子力緊急時支援・研修センター、地方公共団体の長その他関係機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる事項について別表-15(1)、(2)及び(3)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力緊急時支援・研修センター指名専門家の派遣、原子力防災資機材等の貸与等の必要な協力を行う。</p> <p>(1) 緊急時モニタリング (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定（<u>初期被ばく医療</u>への協力を含む） (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定 (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染 (5) 避難者（要配慮者を含む）の搬送・誘導等への協力 (6) 協定及び覚書に基づく協力</p> <p>東海村・大洗町等に立地している原子力事業者間で締結している「原子力事業所安全協力協定（東海ノア協定）」に基づき、原子力科学研究所以外の原子力事業所で発生した原子力災害への支援を行う場合は、原子力事業所安全協力協定の安全協力委員会委員長からの要請に応じ、必要な措置を講ずる。</p>	<p>③ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p> <p>派遣された原子力防災要員等は、OFCに設置される原子力災害現地対策本部、地方公共団体の災害対策本部等派遣先の指示に基づき、必要な業務を行うとともに、その業務内容、派遣先で得られた情報、要請事項等について現地対策本部長と密に連絡をとり報告する。</p> <p>また、原子力防災管理者は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を基に必要な措置を講ずるとともに、機構の他事業所又は他の原子力事業者の応援も必要とするときは、機構対策本部長に要請する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 そ の 他</p> <p style="text-align: center;">第1節 他の原子力事業者への協力</p> <p>他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、安核本部安全管理部長からの要請に応じ、当該事業者、OFC、原子力緊急時支援・研修センター、地方公共団体の長その他関係機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる事項について別表-15(1)、(2)及び(3)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力緊急時支援・研修センター指名専門家の派遣、原子力防災資機材等の貸与等の必要な協力を行う。</p> <p>(1) 緊急時モニタリング (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定（<u>原子力災害医療</u>への協力を含む） (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定 (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染 (5) 避難者（要配慮者を含む）の搬送・誘導等への協力 (6) 協定及び覚書に基づく協力</p> <p>東海村・大洗町等に立地している原子力事業者間で締結している「原子力事業所安全協力協定（東海ノア協定）」に基づき、原子力科学研究所以外の原子力事業所で発生した原子力災害への支援を行う場合は、原子力事業所安全協力協定の安全協力委員会委員長からの要請に応じ、必要な措置を講ずる。</p>	<p>原子力災害対策指針で表記される名称に修正</p>

原子力科学研究所 原子力事業者防災業務計画の修正

現行			修正後			備 考
原子力事業者防災業務計画改訂の履歴			原子力事業者防災業務計画改訂の履歴			
改訂No.	改訂年月日	改訂理由	改訂No.	改訂年月日	改訂理由	改訂履歴の追加
制定	平成 12 年 12 月 13 日		制定	平成 12 年 12 月 13 日		
(省略)			(変更なし)			
11	平成 25 年 3 月 18 日	原子力災害対策特別措置法及び関係省令の改正に伴う改訂	11	平成 25 年 3 月 18 日	原子力災害対策特別措置法及び関係省令の改正に伴う改訂	
12	平成 25 年 12 月 20 日	原子力災害対策特別措置法施行令の改正、通報すべき事象等に関する省令を改正する規則の制定等に伴う改訂	12	平成 25 年 12 月 20 日	原子力災害対策特別措置法施行令の改正、通報すべき事象等に関する省令を改正する規則の制定等に伴う改訂	
13	平成 27 年 3 月 26 日	原子力緊急事態等現地対応マニュアルの改正、防災基本計画との整合及び内閣府、原子力規制庁、自治体の組織改正並びに機構の組織改正等に伴う改訂	13	平成 27 年 3 月 26 日	原子力緊急事態等現地対応マニュアルの改正、防災基本計画との整合及び内閣府、原子力規制庁、自治体の組織改正並びに機構の組織改正等に伴う改訂	
14	平成 28 年 3 月 25 日	防災要員の職務と配置の変更及び独立行政法人通則法等の改正に伴う法人名称変更等に伴う改訂	14	平成 28 年 3 月 25 日	防災要員の職務と配置の変更及び独立行政法人通則法等の改正に伴う法人名称変更等に伴う改訂	
15	平成 29 年 3 月 24 日	原子力防災管理者の代行順位の明確化及び機構対策本部組織の見直し等に伴う改訂	15	平成 29 年 3 月 24 日	原子力防災管理者の代行順位の明確化及び機構対策本部組織の見直し等に伴う改訂	
16	平成 30 年 1 月 22 日	原子力災害対策指針等改正に伴う改訂	16	平成 30 年 1 月 22 日	原子力災害対策指針等改正に伴う改訂	
17	平成 31 年 3 月 25 日	STACY の設置変更許可及び TRACY の廃止措置移行に伴う排気筒モニタリング設備の数量の変更等に伴う改訂	17	平成 31 年 3 月 25 日	STACY の設置変更許可及び TRACY の廃止措置移行に伴う排気筒モニタリング設備の数量の変更等に伴う改訂	
18	令和 2 年 8 月 21 日	原子力防災資機材の代替手段の追加、原子力防災資機材の一部保管場所の変更、原子力防災資機材の点検内容の追加、様式の修正等に伴う改訂	18	令和 2 年 8 月 21 日	原子力防災資機材の代替手段の追加、原子力防災資機材の一部保管場所の変更、原子力防災資機材の点検内容の追加、様式の修正等に伴う改訂	
19	令和 4 年 4 月 1 日	機構本部の組織改正、原子力災害対策指針の改正、プルトニウム研究 1 棟の政令第 41 条非該当施設への移行等に伴う改訂	19	令和 4 年 4 月 1 日	機構本部の組織改正、原子力災害対策指針の改正、プルトニウム研究 1 棟の政令第 41 条非該当施設への移行等に伴う改訂	
20	令和 4 年 7 月 8 日	所外通報連絡先（総務省消防庁への通報連絡の廃止、組織名称の変更）の見直しに伴う改訂	20	令和 4 年 7 月 8 日	所外通報連絡先（総務省消防庁への通報連絡の廃止、組織名称の変更）の見直しに伴う改訂	
21	令和 4 年 11 月 18 日	周辺監視区域境界及び敷地境界の変更に伴う改訂	21	令和 4 年 11 月 18 日	周辺監視区域境界及び敷地境界の変更に伴う改訂	
22	令和 5 年 2 月 22 日	東海第二発電所安全性向上対策工事の作業用地確保に係る周辺監視区域境界の変更に伴う改訂	22	令和 5 年 2 月 22 日	東海第二発電所安全性向上対策工事の作業用地確保に係る周辺監視区域境界の変更に伴う改訂	
23	令和 5 年 6 月 9 日	EAL の見直し等に伴う改訂	23	令和 5 年 6 月 9 日	EAL の見直し等に伴う改訂	
			24	令和〇年〇月〇日	JRR-3 の EAL の見直し及び機構対策本部組織の体制の見直し等に伴う改訂	

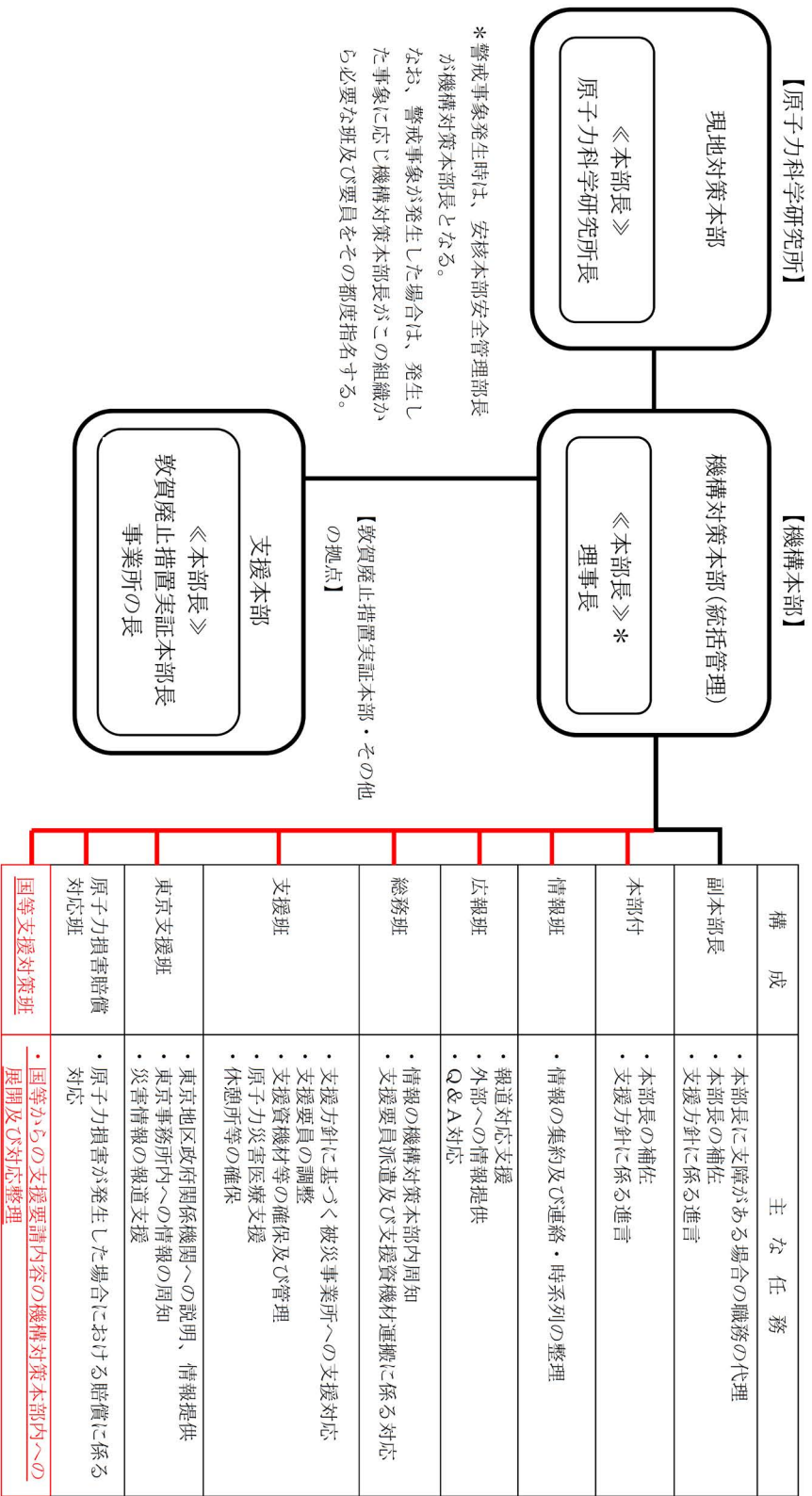
別図－ 1 (1) (省略)

別図－ 1 (1) (変更なし)

備考

機構対策本部の体制の見直し

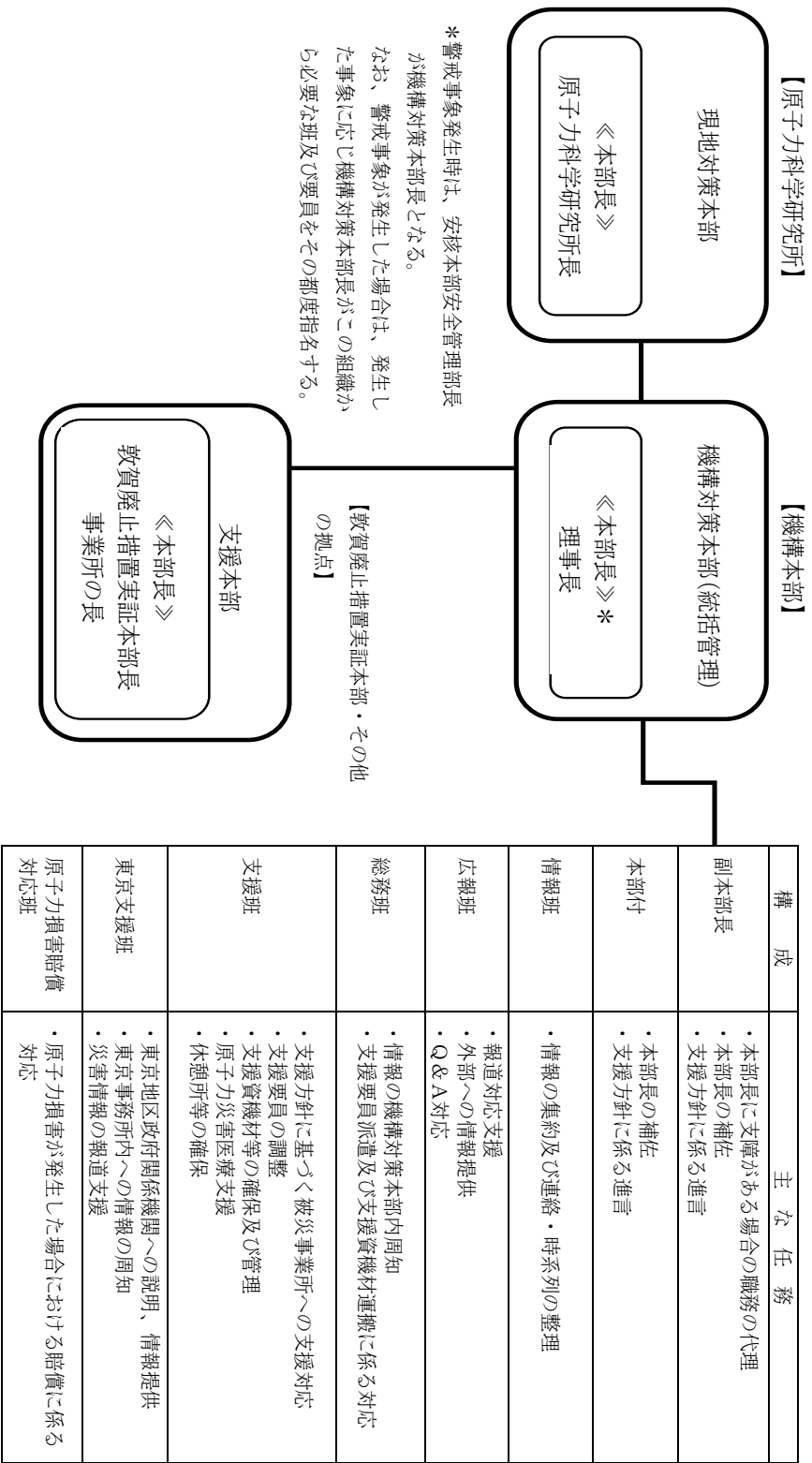
修正後



別図－1 (2) 機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織

別図－2 (1) (変更なし)

現行



*警戒事象発生時は、安核本部安全管理部長が機構対策本部長となる。
なお、警戒事象が発生した場合は、発生した事象に応じ機構対策本部長がこの組織から必要な班及び要員をその都度指名する。

【救済廃止措置実証本部・その他の拠点】

別図－1 (2) 機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織

別図－2 (1) (省略)

原子力科学研究所 原子力事業者防災業務計画の修正

現行		修正後		備考	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">現地対策本部</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓ (FAX、電話)</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">現地対策本部</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓ (FAX、電話)</div>			
区分	関係機関	区分	関係機関		
官庁関係	内閣府（内閣総理大臣）	内閣府（内閣総理大臣）	内閣府（内閣総理大臣）	組織名称の変更 (R5.10.5 付け読替え表提出)	
	内閣官房（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）	内閣官房（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）	内閣官房（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）		
	内閣官房（内閣情報集約センター）	内閣官房（内閣情報集約センター）	内閣官房（内閣情報集約センター）		
	内閣府 政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）付	内閣府 政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）付	内閣府 政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）付		
	原子力規制庁（緊急事案対策室）	原子力規制庁（緊急事案対策室）	原子力規制庁（緊急事案対策室）		
	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所		
	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所（原子力防災専門官）	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所（原子力防災専門官）	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所（原子力防災専門官）		
	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所（上席放射線防災専門官）	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所（上席放射線防災専門官）	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所（上席放射線防災専門官）		
	文部科学省 原子力課	文部科学省 原子力課	文部科学省 原子力課		
	経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部	経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部	経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部		
	原子力政策課	原子力政策課	原子力政策課		
	国土交通省（海事局検査測度課：海上輸送の場合） *外運	国土交通省（海事局検査測度課：海上輸送の場合） *外運	国土交通省（海事局検査測度課：海上輸送の場合） *外運		
	（自動車局車両基準・国際課：陸上輸送の場合） *外運	（物流・自動車局車両基準・国際課：陸上輸送の場合） *外運	（物流・自動車局車両基準・国際課：陸上輸送の場合） *外運		
	現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会 *設置	現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会 *設置	現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会 *設置		
	関係省庁事故対策連絡会議及び原子力災害対策（警戒）本部 *設置	関係省庁事故対策連絡会議及び原子力災害対策（警戒）本部 *設置	関係省庁事故対策連絡会議及び原子力災害対策（警戒）本部 *設置		
	原子力緊急時支援・研修センター	原子力緊急時支援・研修センター	原子力緊急時支援・研修センター		
	水戸労働基準監督署	水戸労働基準監督署	水戸労働基準監督署		
	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部通信指令課	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部通信指令課	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部通信指令課		
	茨城県警察本部警備課	茨城県警察本部警備課	茨城県警察本部警備課		
	茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課	茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課	茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課		
茨城県ひたちなか警察署警備課	茨城県ひたちなか警察署警備課	茨城県ひたちなか警察署警備課			
海上保安庁茨城海上保安部警備救難課	海上保安庁茨城海上保安部警備救難課	海上保安庁茨城海上保安部警備救難課			
日立市消防本部警防課	日立市消防本部警防課	日立市消防本部警防課			
特定事象が発生した場所を管轄する警察機関、消防機関 *外運 及び海上保安部署	特定事象が発生した場所を管轄する警察機関、消防機関 *外運 及び海上保安部署	特定事象が発生した場所を管轄する警察機関、消防機関 *外運 及び海上保安部署			
地方公共団体	県 茨城県防災・危機管理部原子力安全対策課	県 茨城県防災・危機管理部原子力安全対策課	県 茨城県防災・危機管理部原子力安全対策課	組織名称の変更 (R5.10.5 付け読替え表提出)	
	所在 東海村村民生活部防災原子力安全課	所在 東海村村民生活部防災原子力安全課	所在 東海村村民生活部防災原子力安全課		
	隣接	ひたちなか市市民生活部生活安全課	ひたちなか市市民生活部生活安全課		ひたちなか市市民生活部生活安全課
		那珂市市民生活部防災課	那珂市市民生活部防災課		那珂市市民生活部防災課
		日立市総務部 防災対策課	日立市総務部 原子力安全対策課		日立市総務部 原子力安全対策課
	常陸太田市総務部防災対策課	常陸太田市総務部防災対策課	常陸太田市総務部防災対策課		
	隣々接	水戸市市民協働部防災・危機管理課	水戸市市民協働部防災・危機管理課		水戸市市民協働部防災・危機管理課
城里町総務課		城里町総務課	城里町総務課		
大洗町生活環境課		大洗町生活環境課	大洗町生活環境課		
常陸大宮市総務部危機管理課		常陸大宮市総務部危機管理課	常陸大宮市総務部危機管理課		
その他	特定事象が発生した場所を管轄する都道府県及び市町村 *外運	特定事象が発生した場所を管轄する都道府県及び市町村 *外運	特定事象が発生した場所を管轄する都道府県及び市町村 *外運		
その他関係機関	茨城沿海地区漁業協同組合連合会	茨城沿海地区漁業協同組合連合会	茨城沿海地区漁業協同組合連合会		
	久慈町漁業協同組合	久慈町漁業協同組合	久慈町漁業協同組合		
	久慈浜丸小漁業協同組合	久慈浜丸小漁業協同組合	久慈浜丸小漁業協同組合		
	磯崎漁業協同組合	磯崎漁業協同組合	磯崎漁業協同組合		

*設置：設置されている場合
*外運：事業所外運搬の場合

*設置：設置されている場合
*外運：事業所外運搬の場合

別図－2 (2) 原子力科学研究所外通報連絡系統

別図－2 (2) 原子力科学研究所外通報連絡系統

別図－2 (3) ～ 別図－4 (削除)

別図－2 (3) ～ 別図－4 (変更なし)

原子力科学研究所 原子力事業者防災業務計画の修正

現行	修正後	備考																																																																																										
 <table border="1" data-bbox="201 1102 682 1711"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名称</th> <th>事故現場指揮所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①</td><td>JRR-2</td><td>JRR-2</td></tr> <tr><td>②</td><td>JRR-3</td><td>JRR-3管理棟</td></tr> <tr><td>③</td><td>JRR-4</td><td>JRR-4管理棟</td></tr> <tr><td>④</td><td>NSRR</td><td>NSRR居室棟</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>FCA</td><td>FCA</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>ICA</td><td>ICA</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>STACY TRACY バックエンド研究施設 (BECKY)</td><td>NUCEF管理棟</td></tr> <tr><td>⑧</td><td>減容処理棟</td><td>減容処理棟</td></tr> <tr><td>⑨</td><td>解体分別保管棟 第1保管廃棄施設 第2保管廃棄施設 第3保管廃棄施設</td><td>解体分別保管棟付属建家</td></tr> <tr><td>⑩</td><td>第1廃棄物処理棟 第2保管廃棄施設 液体処理場 圧縮処理施設建家 固体廃棄物一時保管棟</td><td>第3廃棄物処理棟</td></tr> <tr><td>⑫</td><td>燃料試験施設</td><td>燃料試験施設</td></tr> <tr><td>⑬</td><td>廃棄物安全試験施設</td><td>廃棄物安全試験施設</td></tr> <tr><td>⑭</td><td>ホットラボ</td><td>ホットラボ</td></tr> <tr><td>⑮</td><td>廃棄物埋設施設</td><td>FNS建家</td></tr> </tbody> </table>	No.	施設名称	事故現場指揮所	①	JRR-2	JRR-2	②	JRR-3	JRR-3管理棟	③	JRR-4	JRR-4管理棟	④	NSRR	NSRR居室棟	⑤	FCA	FCA	⑥	ICA	ICA	⑦	STACY TRACY バックエンド研究施設 (BECKY)	NUCEF管理棟	⑧	減容処理棟	減容処理棟	⑨	解体分別保管棟 第1保管廃棄施設 第2保管廃棄施設 第3保管廃棄施設	解体分別保管棟付属建家	⑩	第1廃棄物処理棟 第2保管廃棄施設 液体処理場 圧縮処理施設建家 固体廃棄物一時保管棟	第3廃棄物処理棟	⑫	燃料試験施設	燃料試験施設	⑬	廃棄物安全試験施設	廃棄物安全試験施設	⑭	ホットラボ	ホットラボ	⑮	廃棄物埋設施設	FNS建家	 <table border="1" data-bbox="1374 1102 1855 1711"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事故現場指揮所</th> <th>施設名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①</td><td>JRR-2</td><td>JRR-2</td></tr> <tr><td>②</td><td>JRR-3管理棟</td><td>JRR-3</td></tr> <tr><td>③</td><td>JRR-4管理棟</td><td>JRR-4</td></tr> <tr><td>④</td><td>NSRR居室棟</td><td>NSRR</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>FCA</td><td>FCA</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>ICA</td><td>ICA</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>NUCEF管理棟</td><td>STACY TRACY バックエンド研究施設 (BECKY)</td></tr> <tr><td>⑧</td><td>減容処理棟管理棟</td><td>廃棄物埋設施設 減容処理棟</td></tr> <tr><td>⑨</td><td>解体分別保管棟付属建家</td><td>放射性 解体分別保管棟 第1保管廃棄施設 第2保管廃棄施設 第3保管廃棄施設</td></tr> <tr><td>⑩</td><td>第2保管廃棄施設</td><td>放射性 第2保管廃棄施設 第3保管廃棄施設 第1保管廃棄施設 第2保管廃棄施設</td></tr> <tr><td>⑪</td><td>第3保管廃棄施設</td><td>放射性 第3保管廃棄施設 液体処理場 圧縮処理施設 固体廃棄物一時保管棟</td></tr> <tr><td>⑫</td><td>燃料試験施設</td><td>燃料試験施設</td></tr> <tr><td>⑬</td><td>廃棄物安全試験施設</td><td>廃棄物安全試験施設</td></tr> <tr><td>⑭</td><td>ホットラボ</td><td>ホットラボ</td></tr> </tbody> </table>	No.	事故現場指揮所	施設名称	①	JRR-2	JRR-2	②	JRR-3管理棟	JRR-3	③	JRR-4管理棟	JRR-4	④	NSRR居室棟	NSRR	⑤	FCA	FCA	⑥	ICA	ICA	⑦	NUCEF管理棟	STACY TRACY バックエンド研究施設 (BECKY)	⑧	減容処理棟管理棟	廃棄物埋設施設 減容処理棟	⑨	解体分別保管棟付属建家	放射性 解体分別保管棟 第1保管廃棄施設 第2保管廃棄施設 第3保管廃棄施設	⑩	第2保管廃棄施設	放射性 第2保管廃棄施設 第3保管廃棄施設 第1保管廃棄施設 第2保管廃棄施設	⑪	第3保管廃棄施設	放射性 第3保管廃棄施設 液体処理場 圧縮処理施設 固体廃棄物一時保管棟	⑫	燃料試験施設	燃料試験施設	⑬	廃棄物安全試験施設	廃棄物安全試験施設	⑭	ホットラボ	ホットラボ	<p>備 考</p> <p>廃棄物埋設施設の事故現場指揮所の移設</p> <p>表の体裁の適正化、施設名称の適正化、廃棄物埋設施設の事故現場指揮所の移設</p>
No.	施設名称	事故現場指揮所																																																																																										
①	JRR-2	JRR-2																																																																																										
②	JRR-3	JRR-3管理棟																																																																																										
③	JRR-4	JRR-4管理棟																																																																																										
④	NSRR	NSRR居室棟																																																																																										
⑤	FCA	FCA																																																																																										
⑥	ICA	ICA																																																																																										
⑦	STACY TRACY バックエンド研究施設 (BECKY)	NUCEF管理棟																																																																																										
⑧	減容処理棟	減容処理棟																																																																																										
⑨	解体分別保管棟 第1保管廃棄施設 第2保管廃棄施設 第3保管廃棄施設	解体分別保管棟付属建家																																																																																										
⑩	第1廃棄物処理棟 第2保管廃棄施設 液体処理場 圧縮処理施設建家 固体廃棄物一時保管棟	第3廃棄物処理棟																																																																																										
⑫	燃料試験施設	燃料試験施設																																																																																										
⑬	廃棄物安全試験施設	廃棄物安全試験施設																																																																																										
⑭	ホットラボ	ホットラボ																																																																																										
⑮	廃棄物埋設施設	FNS建家																																																																																										
No.	事故現場指揮所	施設名称																																																																																										
①	JRR-2	JRR-2																																																																																										
②	JRR-3管理棟	JRR-3																																																																																										
③	JRR-4管理棟	JRR-4																																																																																										
④	NSRR居室棟	NSRR																																																																																										
⑤	FCA	FCA																																																																																										
⑥	ICA	ICA																																																																																										
⑦	NUCEF管理棟	STACY TRACY バックエンド研究施設 (BECKY)																																																																																										
⑧	減容処理棟管理棟	廃棄物埋設施設 減容処理棟																																																																																										
⑨	解体分別保管棟付属建家	放射性 解体分別保管棟 第1保管廃棄施設 第2保管廃棄施設 第3保管廃棄施設																																																																																										
⑩	第2保管廃棄施設	放射性 第2保管廃棄施設 第3保管廃棄施設 第1保管廃棄施設 第2保管廃棄施設																																																																																										
⑪	第3保管廃棄施設	放射性 第3保管廃棄施設 液体処理場 圧縮処理施設 固体廃棄物一時保管棟																																																																																										
⑫	燃料試験施設	燃料試験施設																																																																																										
⑬	廃棄物安全試験施設	廃棄物安全試験施設																																																																																										
⑭	ホットラボ	ホットラボ																																																																																										
<p>別図-5 緊急時対策所（現地対策本部）及び事故現場指揮所</p> <p>別図-6（省略）</p>	<p>別図-5 緊急時対策所（現地対策本部）及び事故現場指揮所</p> <p>別図-6（変更なし）</p>																																																																																											

備考

廃棄物埋設施設の事故現場指揮所の移設及び記載の適正化、施設名称の適正化

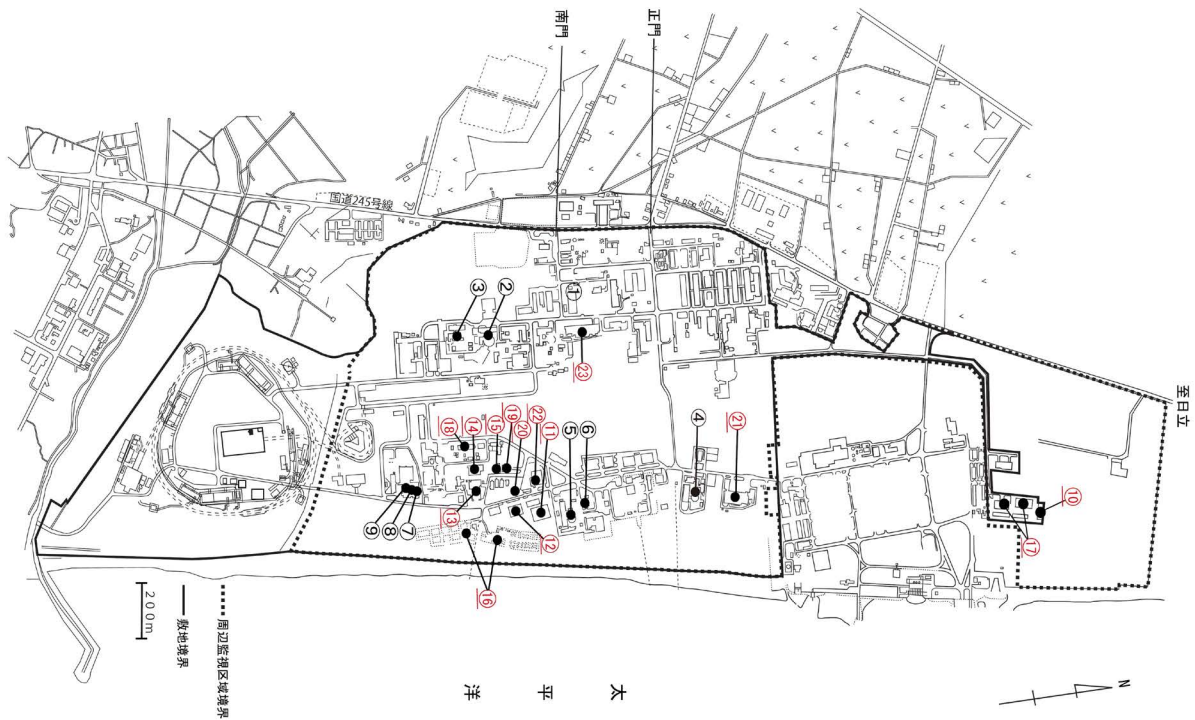
施設番号の適正化

別表-1 原災法に係る対象施設

【原災法に係る対象施設】

No.	施設名称	許認可区分		
		原子炉施設	核燃料物質使用施設	廃棄物埋設施設
1	◎ JRR-2	●		
2	◎ JRR-3	●	●	
3	◎ JRR-4	●	●	
4	◎ NSRR	●	●	
5	◎ FCA	●	●	
6	◎ TCA	●		
7	STACY	●		
8	TRACY	●		
9	ハツチント研究施設 (BECKY)		●	
10	◎ 廃棄物埋設施設			●
11	◎ 減容処理棟			
12	◎ 解体分別保管棟			
13	◎ 第2廃棄物処理棟			
14	◎ 第3廃棄物処理棟	●		
15	◎ 第1廃棄物処理棟		●	
16	◎ 第1保管廃棄物施設			
17	◎ 第2保管廃棄物施設			
18	◎ 液体処理場			
19	◎ 圧縮処理施設			
20	◎ 固体廃棄物一時保管棟			
21	◎ 燃料試験施設		●	
22	◎ 廃棄物安全試験施設		●	
23	◎ ホットラボ		●	
	◎ 廃棄物埋設施設			●
合計		9	9	1

◎：事故現場指揮所を設置する施設等



別表-2 ~ 別表-4 (変更なし)

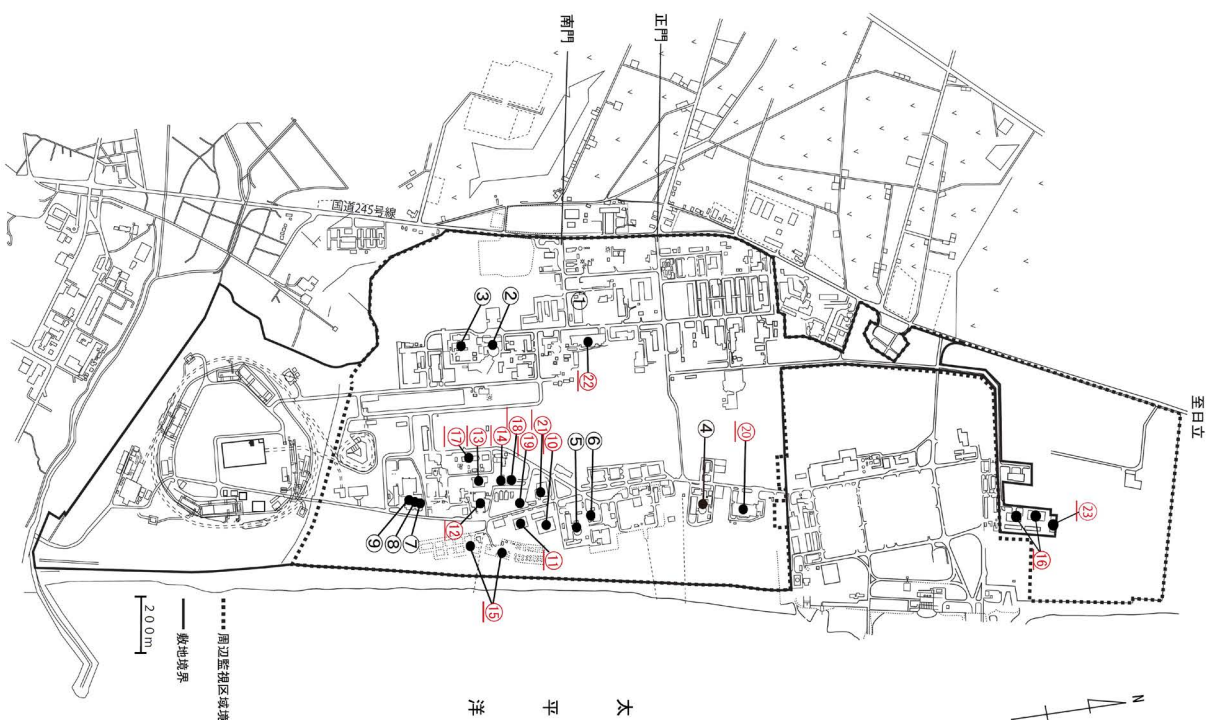
現行

別表-1 原災法に係る対象施設

【原災法に係る対象施設】

No.	施設名称	許認可区分		
		原子炉施設	核燃料物質使用施設	廃棄物埋設施設
1	◎ JRR-2	●		
2	◎ JRR-3	●	●	
3	◎ JRR-4	●	●	
4	◎ NSRR	●	●	
5	◎ FCA	●	●	
6	◎ TCA	●		
7	STACY	●		
8	TRACY	●		
9	ハツチント研究施設 (BECKY)		●	
10	◎ 減容処理棟			
11	◎ 解体分別保管棟			
12	◎ 第2廃棄物処理棟			
13	◎ 第3廃棄物処理棟	●		
14	◎ 第1廃棄物処理棟		●	
15	◎ 第1保管廃棄物施設			
16	◎ 第2保管廃棄物施設			
17	◎ 液体処理場			
18	◎ 圧縮処理施設			
19	◎ 固体廃棄物一時保管棟			
20	◎ 燃料試験施設		●	
21	◎ 廃棄物安全試験施設		●	
22	◎ ホットラボ		●	
23	◎ 廃棄物埋設施設			●
合計		9	9	1

◎：事故現場指揮所を設置する施設等



別表-2 ~ 別表-4 (省略)

原子力科学研究所 原子力事業者防災業務計画の修正

現行						修正後						備 考		
別表-5(1) 原子力防災資機材						別表-5(1) 原子力防災資機材								
1. 原災法に基づく防護資機材(第11条第3項関係)						1. 原災法に基づく防護資機材(第11条第3項関係)						原子炉施設の排気筒モニタリング設備の点検頻度の見直し		
分類	原子力防災資機材現況届出書の名称	数量	点検頻度	点検内容	保管場所	分類	原子力防災資機材現況届出書の名称	数量	点検頻度	点検内容	保管場所			
放射線障害防護用具	汚染防護服	40組	1回/年	外観、員数	共済センター倉庫	放射線障害防護用具	汚染防護服	40組	1回/年	外観、員数	共済センター倉庫			
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	5個	1回/年	外観、機能、員数	共済センター倉庫		呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	5個	1回/年	外観、機能、員数	共済センター倉庫			
	フィルター付防護マスク	40個	1回/年	外観、員数	共済センター倉庫		フィルター付防護マスク	40個	1回/年	外観、員数	共済センター倉庫			
非常用通信機器	緊急時電話回線	5回線	1回/年	外観、機能、員数	緊急時対策所	非常用通信機器	緊急時電話回線	5回線	1回/年	外観、機能、員数	緊急時対策所			
	ファクシミリ	3台	1回/年	外観、機能、員数	緊急時対策所 中央警備室		ファクシミリ	3台	1回/年	外観、機能、員数	緊急時対策所 中央警備室			
	携帯電話等	40台	1回/年	外観、機能、員数	構内		携帯電話等	40台	1回/年	外観、機能、員数	構内			
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	32台 ^{注1}	1回/年	外観、機能、員数	各施設	計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	32台 ^{注1}	定期事業者検査ごと	外観、機能、員数	各施設			
	ガンマ線測定用サーベイメータ	4台	1回/年	外観、機能、員数	消防車庫(緊急車)		ガンマ線測定用サーベイメータ	4台	1回/年	外観、機能、員数	消防車庫(緊急車)			
	中性子線測定用サーベイメータ	2台	1回/年	外観、機能、員数	共済センター倉庫		中性子線測定用サーベイメータ	2台	1回/年	外観、機能、員数	共済センター倉庫			
	空間放射線積算線量計	4個	1回/年	外観、機能、員数	緊急時対策所		空間放射線積算線量計	4個	1回/年	外観、機能、員数	緊急時対策所			
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	2台	1回/年	外観、機能、員数	消防車庫(緊急車)		表面汚染密度測定用サーベイメータ	2台	1回/年	外観、機能、員数	消防車庫(緊急車)			
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ測定器	3台	1回/年	外観、機能、員数		消防車庫(緊急車)	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ測定器	3台	1回/年		外観、機能、員数	消防車庫(緊急車)
			1台	1回/年	外観、機能、員数		共済センター倉庫			1台	1回/年		外観、機能、員数	共済センター倉庫
			1台	1回/年	外観、機能、員数		共済センター倉庫			1台	1回/年		外観、機能、員数	共済センター倉庫
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ測定器	(3)台 ^{注2}	1回/年	外観、機能、員数		消防車庫(緊急車)	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ測定器	(3)台 ^{注2}	1回/年		外観、機能、員数	消防車庫(緊急車)
			(1)台 ^{注2}	1回/年	外観、機能、員数		共済センター倉庫			(1)台 ^{注2}	1回/年		外観、機能、員数	共済センター倉庫
			(1)台 ^{注2}	1回/年	外観、機能、員数		共済センター倉庫			(1)台 ^{注2}	1回/年		外観、機能、員数	共済センター倉庫
	個人用外部被ばく線量測定器	40台	1回/年	外観、機能、員数	緊急時対策所		個人用外部被ばく線量測定器	40台	1回/年	外観、機能、員数	緊急時対策所			
	その他	エリアモニタリング設備	—	—	—		—	その他	エリアモニタリング設備	—	—	—	—	
モニタリングカー		1台	1回/年	外観、機能、員数	構内駐車場	モニタリングカー	1台		1回/年	外観、機能、員数	構内駐車場			
その他資機材	ヨウ素剤	400錠	1回/年	外観、員数	緊急時対策所	その他資機材	ヨウ素剤	400錠	1回/年	外観、員数	緊急時対策所			
	担架	1台	1回/年	外観、機能、員数	消防車庫(緊急車)		担架	1台	1回/年	外観、機能、員数	消防車庫(緊急車)			
	除染用具	1式	1回/年	外観、員数	消防車庫(緊急車)		除染用具	1式	1回/年	外観、員数	消防車庫(緊急車)			
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	1台	道路運送車両法による	外観、機能、員数	消防車庫(救急車)		被ばく者の輸送のために使用可能な車両	1台	道路運送車両法による	外観、機能、員数	消防車庫(救急車)			
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	1式	消防法による	外観、機能、員数	構内 消防車庫(消防車)		屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	1式	消防法による	外観、機能、員数	構内 消防車庫(消防車)			
注1 他施設との共用を含む 注2 可搬式ダスト測定関連機器と共通						注1 他施設との共用を含む 注2 可搬式ダスト測定関連機器と共通								
2. その他の原子力防災資機材						2. その他の原子力防災資機材								
分類	名称	数量	点検頻度	点検内容	保管場所	分類	名称	数量	点検頻度	点検内容	保管場所			
放射線障害防護用具	汚染防護服	40着	1回/年	外観、員数	共済センター倉庫	放射線障害防護用具	汚染防護服	40着	1回/年	外観、員数	共済センター倉庫			
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	5個	1回/年	外観、機能、員数	共済センター倉庫		呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	5個	1回/年	外観、機能、員数	共済センター倉庫			
	フィルター付防護マスク	20個	1回/年	外観、員数	共済センター倉庫		フィルター付防護マスク	20個	1回/年	外観、員数	共済センター倉庫			
計測器等	表面汚染密度測定用サーベイメータ(β)	2台	1回/年	外観、機能、員数	共済センター倉庫	計測器等	表面汚染密度測定用サーベイメータ(β)	2台	1回/年	外観、機能、員数	共済センター倉庫			
	警報付電子ポケット線量計	10台	1回/年	外観、機能、員数	消防車庫(緊急車)		警報付電子ポケット線量計	10台	1回/年	外観、機能、員数	消防車庫(緊急車)			
統合原子力防災ネットワーク通信機器	テレビ会議システム	1台	1回/年	外観、機能、員数	緊急時対策所	統合原子力防災ネットワーク通信機器	テレビ会議システム	1台	1回/年	外観、機能、員数	緊急時対策所			
	ファクシミリ(衛星、地上)	各1台	1回/年	外観、機能、員数	緊急時対策所		ファクシミリ(衛星、地上)	各1台	1回/年	外観、機能、員数	緊急時対策所			
	IP電話(衛星、地上)	各1台	1回/年	外観、機能、員数	緊急時対策所		IP電話(衛星、地上)	各1台	1回/年	外観、機能、員数	緊急時対策所			
その他	非常用発電機(簡易型ガソリン発電機)	2台	1回/年	外観、機能、員数	共済センター倉庫	その他	非常用発電機(簡易型ガソリン発電機)	2台	1回/年	外観、機能、員数	共済センター倉庫			
	非常用食料(7日分)	840食	1回/年	員数	緊急時対策所		非常用食料(7日分)	840食	1回/年	員数	緊急時対策所			
別表-5(2) ~ 別表-16(省略)						別表-5(2) ~ 別表-16(変更なし)								

原子力科学研究所 原子力事業者防災業務計画の修正

現行					修正後					備考
別表-17 原子力災害対策指針に基づく警戒事象 (1/2) (省略)					別表-17 原子力災害対策指針に基づく警戒事象 (1/2) (変更なし)					
別表-17 原子力災害対策指針に基づく警戒事象 (2/2)					別表-17 原子力災害対策指針に基づく警戒事象 (2/2)					
EAL区分	EAL番号	施設区分	EAL事象	説明	EAL区分	EAL番号	施設区分	EAL事象	説明	
—	—	—	—	—	止める	AL-R3-11	JRR-3	<緊急停止の失敗> 制御棒による原子炉の緊急停止ができないとき。	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入ができず、原子炉の出力低下が確認できない場合。	
冷やす	AL-R3-21	JRR-3	<原子炉冷却材の漏えい> 原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えい が起り、定められた措置を実施できないこと。	原子炉の運転中に、1次冷却材の漏えいが起り、原子炉プール水位の低下が生じ、当該プール水位が安全保護回路の作動条件(通常水位-50cm以下)の信号が2系統発報した場合。 「原子炉運転中」とは、「保安規定に定める「運転開始命令」が出された後から、保安規定に定める「運転停止後の措置」が確認されるまでの間」をいう。 「原子炉の運転」には、高設定及び低設定の両方を示す。	冷やす	AL-R3-21	JRR-3	<原子炉運転中の冷却材の漏えい> 原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えい が起り、プール水位が一定の水位まで低下すること。	原子炉の運転中に、1次冷却材の漏えいが起り、原子炉プール水位の低下が生じ、当該プール水位が安全保護回路の作動条件である通常水位-50cmに達した場合。	
	AL-R3-29		<停止中の原子炉冷却機能の一部喪失> 原子炉の停止中に原子炉冷却材の漏えい が起り、プール水位が一定の水位まで低下した場合。	原子炉停止中において、炉心に燃料要素が装荷された状態で、1次冷却材の漏えいが起り、原子炉プール水位の低下が生じ、当該プール水位が通常水位-50cm以下になった場合。		AL-R3-29		<原子炉停止中の冷却材の漏えい> 原子炉の停止中に原子炉冷却材の漏えい が起り、プール水位が一定の水位まで低下すること。	原子炉停止中において、炉心に燃料要素が装荷された状態で、1次冷却材の漏えいが起り、原子炉プール水位の低下が生じ、当該プール水位が通常水位-50cmに達した場合。	
	AL-R3-30		<使用済燃料貯槽の冷却機能喪失のおそれ> 使用済燃料プールの水位が一定の水位まで低下すること。	使用済燃料プールの水位が通常水位-50cm以下まで低下した場合。ただし、点検等により水位を-50cm以下にする場合を除く。			削る	削る	削る	
閉じ込める	AL-R3-42		<単一障壁の喪失又は喪失の可能性> 燃料被覆障壁もしくは原子炉冷却系障壁 が喪失するおそれがあること、又は、燃料 被覆障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪 失すること。	原子炉運転中に、安全保護回路の燃料事故モニタ高(B.Gの10倍)の信号が2系統発報した場合。	閉じ込める	AL-R3-42		<1つの障壁の喪失又は喪失の可能性> 燃料被覆障壁が喪失又は喪失したおそれ があるとき。	原子炉運転中に、安全保護回路の燃料事故モニタ高(B.Gの10倍)の信号が2系統発報した場合。	

原子力科学研究所 原子力事業者防災業務計画の修正

現行						修正後						備考
別表-18 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (1/6) (省略)						別表-18 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (1/6) (変更なし)						
別表-18 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (2/6) (省略)						別表-18 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (2/6) (変更なし)						
別表-18 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (3/6) (省略)						別表-18 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (3/6) (変更なし)						
別表-18 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (4/6) (省略)						別表-18 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (4/6) (変更なし)						
別表-18 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (5/6)						別表-18 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (5/6)						
EAL区分	EAL番号	政令又は規則	施設区分	EAL事象	説明	EAL区分	EAL番号	政令又は規則	施設区分	EAL事象	説明	
止める	SE-R3-11	規則第7条第1項第1号表中ホ-(1)	JRR-3	<u>＜原子炉停止の失敗または停止確認不能＞</u> <u>原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失すること。</u>	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入及び重水ダンプ弁の開操作が <u>確認できない場合。</u>	止める	SE-R3-11	規則第7条第1項第1号表中ホ-(1)	JRR-3	<u>＜原子炉停止機能の喪失＞</u> <u>後備停止系も含め、原子炉の緊急停止ができないとき。</u>	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入及び重水ダンプ弁の開操作が <u>できず、原子炉の出力低下が確認できない場合。</u>	EAL事象の整理及びEAL判断基準の明確化
冷やす	SE-R3-21	規則第7条第1項第1号表中ホ-(4)	JRR-3	<u>＜原子炉冷却材漏えいに伴う工学的安全施設の機能喪失の可能性＞</u> <u>原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、定められた措置の実施ができないこと。</u>	原子炉の運転中に、1次冷却材の漏えいが起こり、原子炉プール水位の低下が通常水位-50cmを超えても継続し、当該プール水位について工学的安全施設の作動条件(通常水位-300cm)に達するおそれがある場合。	冷やす	SE-R3-21	規則第7条第1項第1号表中ホ-(4)	JRR-3	<u>＜原子炉運転中の冷却材の過度な漏えい＞</u> <u>原子炉の運転中に1次冷却材の漏えいにより、原子炉プール水位が過度に低下すること。</u>	原子炉の運転中に、1次冷却材の漏えいが起こり、原子炉プール水位の低下が通常水位-50cmを超えても継続し、当該プール水位が-200cmに達した場合。	EAL事象の整理及びEAL判断基準の明確化
	SE-R3-29	規則第7条第1項第1号表中ホ-(4)		<u>＜停止中の原子炉冷却機能の喪失＞</u> <u>原子炉の停止中に原子炉プール水位が過度に低下したこと。</u>	原子炉停止中において、炉心に燃料要素が装荷された状態で、1次冷却材の漏えいにより原子炉プール水位の低下が発生し、当該プールの水位低下が通常水位-50cmを超えても継続し、-300cmに達する恐れがある場合。	SE-R3-29	規則第7条第1項第1号表中ホ-(4)	JRR-3	<u>＜原子炉停止中の冷却材の過度な漏えい＞</u> <u>原子炉の停止中に1次冷却材の漏えいにより、原子炉プール水位が過度に低下すること。</u>	原子炉停止中において、炉心に燃料要素が装荷された状態で、1次冷却材の漏えいにより原子炉プール水位の低下が発生し、当該プールの水位が通常水位-200cmに達した場合。	EAL事象の整理及びEAL判断基準の明確化	

原子力科学研究所 原子力事業者防災業務計画の修正

現行						修正後						備考
別表-18 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (6/6)						別表-18 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (6/6)						
EAL区分	EAL番号	政令又は規則	施設区分	EAL事象	説明	EAL区分	EAL番号	政令又は規則	施設区分	EAL事象	説明	
冷やす	SE-R3-30	規則第7条第1項表中ホ-(4)	JRR-3	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失> 使用済燃料プールの水位を維持できないこと又は当該プールの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵施設の水位を測定できないこと。	使用済燃料プールの水位が通常水位-50cmを超えても水位低下が継続し、-300cmに達するおそれがある場合において、直接的又は間接的な手段によって当該プールの水位が測定できない場合。	冷やす	削る	削る	削る	削る	削る	事象の発生が極めて考えにくいことから削除
	SE-R3-22	規則第7条第1項表中ホ-(2)	JRR-3	<原子炉冷却機能の喪失> 原子炉を冷却する全ての機能が喪失したこと。	原子炉プールの冠水維持機能が喪失した場合。 「冠水維持機能の喪失」とは、サイフォンブレイク弁が作動しなかった場合。		削る	削る	JRR-3	削る	削る	
閉じ込める	SE-R3-42	規則第7条第1項表中ホ-(4)	JRR-3	<2つの障壁の喪失又は喪失の可能性> 燃料被覆の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失すること、又は燃料被覆の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失した可能性があること。	原子炉運転中に、燃料事故モニタ高の工学的安全施設の作動条件(燃料事故モニタ高高(B.Gの50倍))の信号が2系統発報した場合。	閉じ込める	SE-R3-42	規則第7条第1項表中ホ-(4)	JRR-3	<1つの障壁の喪失> 燃料被覆の障壁が喪失すること。	原子炉運転中に、燃料事故モニタ高の工学的安全施設の作動条件(燃料事故モニタ高高(B.Gの50倍))の信号が2系統発報した場合。	EAL事象の整理
その他脅威	SE-R3-51	規則第7条第1項表中ホ-(3)	JRR-3	<原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失> 原子炉制御室が使用できなくなること。	原子炉制御室に火災等の事象が発生し、計測制御系統が正常に作動しない場合。 「原子炉制御室」とは、中央制御室のことをいう。		その他脅威	SE-R3-51	規則第7条第1項表中ホ-(3)	JRR-3	<原子炉制御室の一部の機能喪失> 原子炉制御室が使用できなくなること。	中央制御室において火災等の事象が発生し、計測制御系統が正常に作動しない場合。
別表-19 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準 (1/7) (省略)						別表-19 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準 (1/7) (変更なし)						
別表-19 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準 (2/7) (省略)						別表-19 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準 (2/7) (変更なし)						
別表-19 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準 (3/7) (省略)						別表-19 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準 (3/7) (変更なし)						
別表-19 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準 (4/7) (省略)						別表-19 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準 (4/7) (変更なし)						
別表-19 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準 (5/7) (省略)						別表-19 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準 (5/7) (変更なし)						

原子力科学研究所 原子力事業者防災業務計画の修正

現行						修正後						備考
別表-19 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準 (6/7)						別表-19 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準 (6/7)						
EAL区分	EAL番号	政令又は規則	施設区	EAL事象	説明	EAL区分	EAL番号	政令又は規則	施設区分	EAL事象	説明	
—	—	—	—	—	—							設計基準事故を超えた事象を想定したことによる追加
冷やす	GE-R3-21	規則第14条第1項第1号表中ホ-(2)	JRR-3	<原子炉運転中の原子炉冷却材漏えいに伴う工学的安全施設の機能喪失> 原子炉運転中に原子炉の工学的安全施設の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、工学的施設の機能が働かず漏えいが継続すること。	原子炉の運転中に、1次冷却材の漏えいが起こり、原子炉プール水位の低下が生じ、当該プール水位が工学的安全施設の作動条件(通常水位-300cm)より低下し、かつ、サイフォンブレイク弁の機能が働かず、水位低下が継続している場合。	冷やす	GE-R3-21	規則第14条第1項第1号表中ホ-(2)	JRR-3	<原子炉運転中の冠水維持機能の喪失> 原子炉運転中に工学的安全施設の作動を必要とするプール水位の低下が生じた場合において、工学的施設が機能せず漏えいが継続すること。	原子炉の運転中に、1次冷却材の漏えいが起こり、原子炉プール水位の低下が生じ、当該プール水位が工学的安全施設の作動条件である通常水位-300cmより低下し、かつ、サイフォンブレイク弁が作動せず、水位低下が継続している場合。	EAL事象の整理及びEAL判断基準の明確化
	GE-R3-28	規則第14条第1項第1号表中ホ-(2)		<炉心損傷の検出> 炉心の損傷の発生を示す原子炉建家内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。	原子炉運転中において、燃料事故モニタの指示値上昇の確認後において、原子炉建家のガンマ線エリアモニタ、スタックガスモニタのいずれかで高線量を継続して検知した場合。			削る	削る	削る	削る	燃料破損に関しては、燃料事故モニタで検知可能であることから「GE-R3-42」に包含されるため削除
	GE-R3-29	規則第14条第1項第1号表中ホ-(2)		<原子炉停止中の原子炉冷却材漏えいに伴う工学的安全施設の機能喪失> 原子炉の停止中に原子炉の工学的安全施設の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、工学的施設の機能が働かず漏えいが継続すること。	原子炉停止中において、炉心に燃料要素が装荷された状態で、1次冷却材の漏えいが起こり、原子炉プール水位の低下が生じ、当該プール水位が通常水位-300cmより低下し、かつ、サイフォンブレイク弁の機能が働かず、水位低下が継続している場合。		GE-R3-29	規則第14条第1項第1号表中ホ-(2)		<原子炉停止中の冠水維持機能の喪失> 原子炉の停止中に工学的安全施設の作動を必要とするプール水位の低下が生じた場合において、工学的施設が機能せず漏えいが継続すること。	原子炉停止中において、炉心に燃料要素が装荷された状態で、1次冷却材の漏えいが起こり、原子炉プール水位の低下が生じ、当該プール水位が通常水位-300cmより低下し、かつ、サイフォンブレイク弁が作動せず、水位低下が継続している場合。	EAL事象の整理及びEAL判断基準の明確化
	GE-R3-30	規則第14条第1項第1号表中ホ-(2)		<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出> 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。	使用済燃料プールの水位が通常水位-300cmに達した場合又は達したおそれがある場合において、直接的又は間接的な手段によって当該プールの水位が測定できない場合において、軽水貯留タンクからの給水等の手段によっても水位を回復できない場合。			削る	削る	削る	削る	事象の発生が極めて考えにくいことから削除

原子力科学研究所 原子力事業者防災業務計画の修正

現行						修正後						備考
別表-19 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準 (7/7)						別表-19 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準 (7/7)						
EAL区分	EAL番号	政令又は規則	施設区分	EAL事象	説明	EAL区分	EAL番号	政令又は規則	施設区分	EAL事象	説明	
閉じ込める	GE-R3-42	規則 第14条 第1号 表中 ホ-(2)	JRR-3	<u><2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失の可能性></u> <u>燃料被覆障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、炉室内の負圧が喪失すること。</u>	<u>原子炉運転中において、燃料が損傷している状態で1次冷却系設備からの漏水を確認し、給水ができない場合であって、換気設備の異常により炉室内の負圧が維持できない場合。</u> <u>「燃料が損傷している状態」とは、燃料事故モニタ高(B.Gの10倍)が2系統で発報したことをいう。</u>	閉じ込める	GE-R3-42	規則 第14条 第1号 表中 ホ-(2)	JRR-3	<u><2つの障壁喪失の喪失></u> <u>燃料被覆障壁及び炉室内の負圧が喪失すること。</u>	<u>原子炉運転中に、燃料事故モニタ高高(B.Gの50倍)の信号が発報した場合において、非常用排気設備が正常に作動しない場合。</u>	EAL事象の整理及びEAL判断基準の明確化
冷やす・止める	<u>GE-R3-11</u>	規則 第14条 第1号 表中 ホ-(1)	JRR-3	<u><停止機能及び冷却機能の喪失></u> <u>原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失し、かつ、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</u>	<u>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入及び重水ダンプ弁の開操作が確認できない場合。かつ、原子炉プールの冠水維持機能が喪失した場合。</u> <u>「冠水維持機能の喪失」とは、サイフォンブレイク弁が作動しなかった場合。</u>	冷やす・止める	削る	削る	削る	削る	削る	事象が現実的ではないため、「止める」機能で整理することで削除
様式1～様式9-2 (省略)						様式1～様式9-2 (変更なし)						